

III-1. 法曹実務専攻履修細目【平成28年度入学未修者】

(一) 開講科目の区分と特色・担当教員

開講される科目は、コア科目群としての法律基本科目、法律実務基礎科目、総合演習科目と、本専攻の特色を有する科目群としての展開・先端科目Ⅰ群・Ⅱ群・Ⅲ群、及び、それらの科目群の基礎を提供する科目群としての基礎法学・隣接科目群に分けられる。法律基本科目群に属する科目は、さらに、法学原論、公法系科目、民事系科目、刑事系科目、チュートリアル科目に細分される。

コア科目群の科目は、本専攻に所属する専任教員が担当する。総合演習科目は、研究者教員と実務家教員とが合同で行うことにより、法理論と実務とを統合させ、法科大学院における法学教育を完成させる科目群として設定するものである。展開・先端科目Ⅰ群・Ⅱ群には、租税法務と国際企業法務等に関する科目を配置し、本学府内のもうひとつの法律系専攻である国際経済法学専攻からの兼任教員も科目担当者として参加する。展開・先端科目Ⅲ群には、市民密着型法務に関する科目を配置し、神奈川県弁護士会の第一線の弁護士である非常勤講師が主として担当する。基礎法学・隣接科目は、専任教員、国際経済法学専攻の兼任教員及び非常勤講師が担当する。

(二) カリキュラムの体系

コア科目群では、段階的学習による、法曹に共通に必要な法的資質・能力の体系的修得を目指す。この資質・能力は、(イ)専門的な法知識、(ロ)柔軟で批判的創造的な法的思考力、(ハ)説得・交渉能力、(ニ)法知識を文書作成など実務に反映させる能力、(ホ)法曹としての倫理観と捉えられうる。これを、第1段階「双方向型講義（法律基本科目）」、第2段階「演習」、第3段階「発展的演習（法律実務基礎科目と総合演習科目）」という、着実な段階的学習によって、体系的に修得させる。

その際、第3段階を実務への架橋と位置づけるとともに、法律実務基礎科目だけでなく総合演習科目を設定し、一層確実な実務への架橋を図り、理論と実務の統合による法科大学院教育の完成を目指している。実地教育の一環としての法律相談や模擬裁判など実務への橋渡しとなる科目を、民事実務演習や刑事実務演習など教室で行なわれる授業科目とともに配置し、法律実務基礎科目として比較的多い単位数を設定している。

この段階的学習と科目群、年次、習得される資質の関係は、次頁の表のとおりである。年次が進むにつれ、実務家教員の関与と実務的な視点が強まり、実務との架橋が十分に意識される。法学基礎・隣接科目、展開・先端科目Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ群の科目は、年次が進むにつれ、より多く履修することが期待される。

段階的学習・科目群・・資質の対照表

学習レベル	第1段階		第2段階		第3段階	
	法律基本科目		実務基礎科目		総合演習科目	
科目群 (履修単位数)	双方向型講義科目	演習科目	(必修39単位) (Tutorial選択必修4単位)	(選択必修16単位以上)	(必修10単位) (選択必修4単位以上)	(必修6単位)
	年 次	1年	2年	3年		
修得される 資 質	<p>専門的法知識 法的思考力 説得・交渉能力 法実務能力 法曹倫理観 総合的資質</p>					

なお、開講科目とその必修・選択の別については第1表を、開講科目の年次配当については、第1表と第2表を参照されたい。必修科目は法曹に共通に必要な法的資質・能力を修得させることを、選択科目は、それらを適宜組みあわせることにより、租税法務、国際企業法務に通暁する法的能力を修得させることを目的としている。また、市民密着型法務、租税法務、国際企業法務のそれぞれに強い法曹を目指す場合の履修モデルについては、第3表を参照されたい。ただし、これらの履修モデルは、学科やコース制といった制度ではなく、あくまでモデルに過ぎない。実際の学生がどのような科目を履修して法曹資格を獲得していくかは、それぞれの学生の特質、資質、経験、能力などさまざまな要素を個別に検討しなければならず、履修登録に際しては、後述の個別学習指導制度などを通じて、このような観点からのアドバイスも行われる。

(三) 履修方法

(1) 修了要件

修了するためには、①並びに②の要件を満たす必要がある。

① 必須修得単位数

修了のためには、本専攻に3年以上在学し、かつ、次に掲げる単位を修得しなければならない。

法律基本科目	必修	3 9 単位
	選択必修	2 0 単位 (Tutorial科目 4 単位を含む)
法律実務基礎科目	必修	1 0 単位
	選択必修	4 単位
総合演習科目	必修	6 単位
基礎法学・隣接科目	選択必修	4 単位
展開・先端科目Ⅰ群	選択必修	4 単位
展開・先端科目Ⅱ群・Ⅲ群	選択必修	8 単位
その他上記において選択しなかった選択必修科目又は選択科目		1 単位
合計		9 6 単位以上

※Tutorial科目は5単位までしか修了要件単位に算入しえず、リサーチ・ペーパーは修了要件単位に算入しえない。

修了要件一覧表

必修				選択必修								その他選択必修科目又は選択科目	修了要件	
				法律基本科目				法律実務基礎科目	基礎法学・隣接科目	展開・先端科目Ⅰ	展開・先端科目Ⅱ	展開・先端科目Ⅲ		
法律基本科目		法律実務基礎科目	法律実務基礎(総合演習)科目	公法系科目	民事系科目	刑事系科目	Tutorial科目							
法学原論	公法系科目	民事系科目	刑事系科目											
2	8	21	8	10	6	4以上	6以上	2以上						
5 5				1 6				4	4	4	4	8		
				4 0									1	9 6

② G P A (Grade Point Average)

成績評価に応じてG P A (Grade Point Average) 値を算出する。修了するには、G P A値が、2.0以上である必要がある。

算出式： G P A = 総和 (G P × 単位数) ÷ 履修登録総単位数

G P 値は次のとおり

評 価	Grade Point	評 価 点
秀	4. 5	100～90
優	4. 0	89～80
良	3. 0	79～70
可	2. 0	69～60
不可	0. 0	59～

- (i) 修了要件単位に算入される授業科目に限り、G P Aの算出の基礎とする。（よって、リサーチ・ペーパーは算出の基礎とならない。なお、Tutorialの取り扱いは(ii)を参照）ただし、他専攻、他研究科及び他学部の授業科目の成績は、G P Aの算出の基礎としない。
- (ii) Tutorialは、4 単位までG P Aの算出の基礎とする。なお、5 単位以上Tutorialの単位を修得している場合は、より G P 値の高いものから、これに充てる。
- (iii) 入学前既修得単位として認定された科目には、G P Aの対象としない。

(2) 法学既修者

法学既修者と認定された者（法学既修者コース入学試験に合格し入学した者）に関しても、卒業に必要な単位数は、その他の者に関してと同様とする。

ただし、下表の授業科目については必要な単位数を修得したものとみなす。これにより、1年の在学期間の短縮が可能となる。

修得したものとみなす授業科目	修得したものとみなす単位数
法学原論、憲法 I～II、民法 I～VI、刑法 I～II 行政法 I、商法 I、民事訴訟法 I、刑事訴訟法 I	計 30 単位

(3) 他研究科等・専攻の授業科目の履修

- ① 教育上有益と認めるときは、他大学大学院と協議の上、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。履修した科目の単位は、選択科目の単位として認定することができる。
ただし、他の法科大学院と協議の上、学生に当該法科大学院の授業科目を履修させる場合は、専攻委員会の議を経て、選択必修科目又は選択科目の単位として認定することができる。
- ② 教育上有用と認めるときは、横浜国立大学大学院の他研究科若しくは学府又は国際社会科学府の他専攻と協議の上、学生に当該研究科若しくは学府又は専攻の授業科目を履修させることができる。履修した科目の単位は、選択科目の単位として認定することができる。
- ③ 上記①～②により与えることのできる単位は、④により与える単位と合わせて法学未修者にあっては12単位、法学既修者にあっては3単位を超えないものとする。
- ④ 学生は、担当教員の許可を得て、大学院国際社会科学府国際経済法学専攻博士前期課程開講の特別講義（教育研究上の必要から、基礎的又は応用的知識の補充のために年度ごとに開講される1単位又は2単位の科目及び英語によるコミュニケーション科目をいう）である授業科目を履修することができる。ただし、履修した科目の単位は修了要件単位に算出しえない。

(4) 入学前既修得単位の認定

専攻への入学前に大学院で修得した科目の単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）は、専攻のカリキュラムと照らし合わせて相応するものについては、専攻委員会の議を経て、これを専攻における単位としても認定することができる。これにより与えることのできる単位は、(3)①～②により与える単位と合わせて、法学未修者にあっては12単位、法学既修者にあっては3単位を超えないものとする。

(四) 進級制度等

(1) 法学未修者が1年次から2年次に進級するための要件

未修1年次配当の法律基本科目（Tutorial科目を除く）（計30単位）ならびに「法律文献情報」および「法曹倫理I」（計2単位）（総計32単位）のうち26単位以上を修得していること。

配当年次、授業科目および単位数				未修1年次から2年次への進級要件
未修 1年次	法律基本科目（Tutorial科目を除く）	30単位	32単位	26単位以上
	法律実務基礎科目 「法律文献情報」（1単位） 「法曹倫理I」（1単位）	2単位		

(2) 法学未修者が2年次から3年次に進級するための要件

- ① 未修1年次配当の法律基本科目（Tutorial科目4単位を含む）（合計34単位）ならびに「法律文献情報」および「法曹倫理I」（合計2単位）（総計36単位）のすべての単位を修得していること。
- ② 未修2年次配当の法律基本科目（合計19単位）ならびに「民事実務演習」、「刑事実務演習」および「民事要件事実・事実認定論」（合計6単位）（総計25単位）のうち19単位以上を修得していること。

配当年次、授業科目および単位数				未修2年次から3年次への進級要件
未修 1年次	法律基本科目（Tutorial科目4単位を含む）	34単位	36単位	36単位
	法律実務基礎科目 「法律文献情報」（1単位） 「法曹倫理I」（1単位）	2単位		
未修 2年次	法律基本科目	19単位	25単位	19単位以上
	法律実務基礎科目 「民事実務演習」（2単位） 「刑事実務演習」（2単位） 「民事要件事実・事実認定論」（2単位）	6単位		

(3) 法学既修者が1年次から2年次に進級するための要件

既修1年次配当の法律基本科目（合計23単位）ならびに「法律文献情報」、「法曹倫理I」、「民事実務演習」、「刑事実務演習」および「民事要件事実・事実認定論」（合計8単位）（総計31単位）のうち25単位以上を修得していること。

配当年次、授業科目および単位数				既修1年次から2年次への進級要件
既修 1年次	法律基本科目（Tutorial科目4単位を含む）	23単位	31単位	25単位以上
	法律実務基礎科目 「法律文献情報」（1単位） 「法曹倫理I」（1卖位） 「民事実務演習」（2単位） 「刑事実務演習」（2単位） 「民事要件事実・事実認定論」（2単位）	8単位		

(4) 進級が認められない場合、既に合格（秀・優・良・可）の評価を得た授業科目の成績は影響を受けない。

(5) 同一年次の在籍期間の限度は、休学期間を除き、2年間とする。

(五) 履修登録

(1) 履修登録期間

- ① 履修登録は、春学期の初めの履修登録期間内に行われなければならない。
なお、秋学期の初めに、秋学期開講科目（冬季・年度末休業期間開講科目含む）の追加（取消）履修登録期間を設ける。ただし、法曹実務専攻開講科目に限る。
- ② 夏季休業期間中に開講される科目に関しては、夏季休業期間の初めに、冬季・年度末休業期間中に開講される科目に関しては、冬季・年度末休業期間の初めに、追加履修登録期間を設ける。
- ③ 特別な事情が生じたときは、①②のほかに履修登録期間を設けることがある。

(2) クラス分け

① 演習科目

2年次以上の各学生は、AまたはBのいずれかのクラスに所属する。このクラスは、同一内容の授業が2コマ開講される次の科目的受講単位となる。

ただし、履修者が22名を超えない科目はクラス分けを行わず1クラスにより授業を行う場合がある。

公法演習Ⅰ～Ⅲ、民事法演習Ⅰ～Ⅳ、刑事法演習Ⅰ～Ⅱ、民事実務演習、実務民事裁判論、
刑事実務演習、実務刑事訴訟法演習、公法総合演習、民事法総合演習、刑事法総合演習

学生は所属するクラスの授業を受けなければならない。ただし、履修登録状況上、上記の科目履修に支障を生じる者は、クラスの一部を変更することができる。（支障を生じる科目に限る）

② エクスターンシップ

エクスターンシップは、神奈川県弁護士会での集合研修と各法律事務所での個別研修からなる。
各学生の各法律事務所への割り振りは、年度末休業期間の初めに行う。

(3) 学年配当

- ① 授業科目は、第2表に示された年次に従って履修しなければならない。ただし、在学年次より下の年次に配当されている授業科目を履修することは妨げられない。3年次（当該学生の在学予定最終年次）に在学する学生は、必修科目を除き、年度末休業期間中に開講される授業科目を履修することはできない。
- ② 第1表の科目のうち必修科目について、学生は当該授業科目の配当年次に達した場合、必ず履修登録しなければならない。
- ③ 進級要件を満たさなかつたため原級留置となった者（休学による原級留置者を除く。）は、上記①に関わらず所属年次の1年次上級に配当されている科目（基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目Ⅰ・Ⅱ・Ⅲに限る。）を6単位まで履修することができる。

(4) 履修登録制限

- ① 1年間に履修登録できる単位数の限度は、未修1年次42単位、未修2年次（既修者にあっては1年次）36単位、未修3年次（既修者にあっては2年次）42単位とする。
- ② 進級が認められない場合の履修登録制限も同様とする。進級が認められない場合、再履修科目も履修登録制限の対象とする。
- ③ 未修1年次から未修2年次への進級が認められた場合において、1年次に不合格になった授業科目を2年次に再履修するときは、再履修科目については4単位を限度として履修登録制限の対象となる。
- ④ 未修2年次（既修者にあっては1年次）から未修3年次（既修にあっては2年次）への進級が認められた場合には、再履修科目も履修登録制限の対象とする。

(5) 履修登録のキャンセル

必修科目を除き、別に定めるキャンセル期間内に届け出ることにより履修登録をキャンセルすることができる。

(六) 学生の守秘義務等

学生は、法律相談・エクスターンシップの実施に先立ち、法律相談実施要項、エクスターンシップ心得に定められた義務（守秘義務等）を遵守する旨、誓約書を提出しなければならない。この義務に違反した学生は、横浜国立大学学則第61条により懲戒の対象とする。

(七) 個別学習指導

責任指導教員によるアカデミック・アドバイスを実施する。各責任指導教員は、1学年につき数名程度の担当する学生に対し、勉学方法や、履修モデルを参考にした、租税法務、国際企業法務、または市民に密着した法分野に強い法曹になるための進路目標の設定や履修について、きめ細かなガイダンスを年間を通して行う。

(八) 成績評価

(1) 成績評価の方法

① 単位認定の方法

双方向型講義においては、主として学期末試験により、加えて教室での応答によっても評価する。試験問題は、(イ)当該科目の正確な法知識を問う問題とともに、(ロ)法的思考力をみる問題を加味する。

演習においては、答案（試験またはレポート）にやや比重を置きつつ、教室での討論も重視して評価する。試験またはレポートは、事例問題によって、(ロ)法的思考力（柔軟で、批判的、統合的な思考力）をみるものとする。討論では、(ロ)とともに、(ハ)説得・交渉力をみる。

発展的演習においては、答案（試験またはレポート）と教室その他授業の現場で示した到達内容との両方をそれぞれ重視して評価する。法律実務基礎科目では、科目に応じて訴訟関係文書の作成や弁論、(ハ)説得・交渉力、(ニ)法知識を実務に反映させる能力、(ホ)法曹としての倫理観をみるととし、総合演習科目では、(イ)から(ホ)を総合的に評価する。

② 単位認定の実質的到達レベル

双方向型講義においては、基本的な法知識を正確に修得し、基礎的な法的思考力を身につけたと判断できるレベルとする。

演習においては、説得的な論理構成に基づき妥当な結論を導く能力を身につけたと判断できるレベルとする。

発展的演習においては、法務博士（専門職）にふさわしい、法的説得・交渉力、法的知識を実務に反映させる能力、また科目によっては法曹としての倫理観を身につけたと総合的に判断できるレベルとする。

(2) 評点

- ① 評点は点数によって行い、90から100点を秀、80から89点を優、70から79点を良、60から69点を可とし、以上を合格とする。59点以下を不可とし、不合格とする。各科目の成績分布を公表する。
- ② 不可のみ再履修を認める。再履修を行って合格した科目的成績は可とする。
- ③ 履修登録をキャンセルした授業科目は履修登録科目から削除する。
- ④ GP (Grade Point) については、「(三) 履修方法 (1)修了要件 ②G P A (Grade Point Average)」を参照すること。

(3) 授業への出席について

- ① 各科目で行われる授業回数の3分の2以上に出席しなければ、原則として当該科目的学期末試験の受験或いはレポートの提出をすることができない。ただし、疾病・負傷の治療その他特段の事情がある場合は考慮することがある。（診断書等特段の事情を証明する書類の提出が必要）
- ② 各回の授業において30分以上遅刻した場合は原則として欠席扱いとする。ただし、通学途中の事故や交通機関の遅延等特段の事情がある場合は考慮することがある。（事故証明書、遅延証明書等特段の事情を証明する書類の提出が必要）
- ③ 出席回数不足により学期末試験受験又はレポート提出が認められなかった科目的成績は不可とする。（履修登録キャンセル期間内にキャンセルした場合を除く。）

(九) 学位等

- ① 本専攻を修了した者に対しては、法務博士（専門職）の学位を授与する。
- ② 本専攻を修了した者は、司法試験の受験資格を取得する。司法試験は、修了の日後の最初の4月1日から5年後の期間（受験期間）において5回の範囲内で受験することが可能である。

第1表

開講科目一覧表【平成28年度入学法学未修者】

授業科目名	配当年次		単位数			備考
	法学未修者	法学既修者	必修	選択必修	選択	
法律基本科目						
・法学原論						
法学原論	1		2			
・公法系科目						
憲法 I	1		2			
憲法 II	1		2			
行政法 I	1		2			
行政法 II	2	1	2			
公法演習 I	2	1	2	2		
公法演習 II	2	1	2	2		
公法演習 III	3	2	2	2		
・民事系科目						
民法 I	1		2			
民法 II	1		2			
民法 III	1		2			
民法 IV	1		2			
民法 V	1		2			
民法 VI	1		2			
商法 I	1		2			
商法 II	2	1	2			
商法 III	2	1	1			
民事訴訟法 I	1		2			
民事訴訟法 II	2	1	2			
民事法演習 I	2	1	2	2		
民事法演習 II	2	1	2	2		
民事法演習 III	3	2	2	2		
民事法演習 IV	3	2	2	2		
・刑事系科目						
刑法 I	1		2			
刑法 II	1		2			
刑事訴訟法 I	1		2			
刑事訴訟法 II	2	1	2			
刑事法演習 I	2	1	2	2		
刑事法演習 II	3	2	2	2		
・Tutorial科目						
Tutorial I (公法/憲法)	1	1	1			
Tutorial II (民事法/民法)	1	1	1			
Tutorial III (民事法/家族法)	1	1	1			
Tutorial IV (刑事法/刑法)	1	1	1			
Tutorial V (公法/行政法)	1	1	1			
Tutorial VI (民事法/商法)	1	1	1			
Tutorial VII (民事法/民訴)	1	1	1			
Tutorial VIII (刑事法/刑訴)	1	1	1			
Tutorial IX (裁判法)	1	1	1			

【平成28年度入学法学未修者】

授業科目名	配当年次		単位数		備考
	法学未修者	法学既修者	必修	選択必修	
法律実務基礎科目					
法律文献情報	1	1	1		
法曹倫理 I	1	1	1		
法曹倫理 II	3	2	1		
民事実務演習	2	1	2		
刑事実務演習	2	1	2		
民事要件事実・事実認定論	2	1	2		
実務民事裁判論	3	2	1		
実務刑事訴訟法演習	3	2	2		
民事模擬裁判	3	2	2		
刑事模擬裁判	3	2	1		
法律相談	3	2	1		
エクスターーンシップ	2	1	1		
涉外弁護士実務	2	1	2		
検察実務	2	1	1		
法律実務基礎（総合演習）科目					
公法総合演習	3	2	2		
民事法総合演習	3	2	2		
刑事法総合演習	3	2	2		
基礎法学・隣接科目					
法医学	2	1	2		
法哲学	1	1	2		
法社会学	2	1	2		
比較法学	2	1	2		平成28年度不開講
政治学原論	1	1	2		平成28年度不開講
公共管理論	2	1	2		
国際関係論	2	1	2		平成28年度不開講
国際協力論	3	2	2		
法整備支援	2	1	2		
特別講義（簿記会計）	2	1	2		隔年開講（平成28年度不開講）
特別講義（行政実務）	1	1	1		
特別講義（ジェンダー実務）	2	1	1		
地域課題法学演習	2	1	1		
法学実践英語	1	1	1		
展開・先端科目I群					
倒産法 I	2	1	2		
倒産法 II	2	1	2		
租税法 I	1	1	2		
租税法 II	1	1	2		
租税法 III	2	2	2		
経済法 I	2	1	2		
経済法 II	2	1	2		
知的財産法 I	1	1	2		
知的財産法 II	1	1	2		
知的財産法 III	2	1	2		
労働法 I	1	1	2		
労働法 II	1	1	2		
環境法 I	1	1	2		
環境法 II	1	1	2		
国際法 I	1	1	2		
国際法 II	1	1	2		

国際法Ⅲ	2	2	2		
国際私法Ⅰ	1	1	2		
国際私法Ⅱ	1	1	2		
国際私法Ⅲ	2	2	2		

【平成28年度入学法学未修者】

授業科目名	配当年次		単位数			備考
	法学 未修 者	法学 既修 者	必 修	選 択必 修	選 択	
展開・先端科目Ⅱ群						
比較憲法	2	1		2		
地方自治法	2	1		2		
証券取引と法	2	1		1		
民事執行・保全法	2	1		2		
国際租税法	2	1		2		
国際機構法	2	1		2		隔年開講(平成28年度開講)
高齢者法	3	2		2		
アジア経済法	1	1		2		
展開・先端科目Ⅲ群						
実務登記法	1	1		1		隔年開講(平成28年度不開講)
実務ジェンダー法	1	1		1		隔年開講(平成28年度不開講)
実務高齢者・障害者問題	3	2		1		
実務少年法	2	1		1		隔年開講(平成28年度開講)
実務破産管財業務	2	1		1		
実務消費者法	1	1		1		隔年開講(平成28年度開講)
実務医療過誤問題	2	1		1		隔年開講(平成28年度開講)
実務企業内法務	2	1		1		隔年開講(平成28年度不開講)
リサーチ・ペーパー						
リサーチペーパー作成指導	2	1			2	修了要件に算入不可

必修科目55単位、選択必修科目40単位、その他他の左記において選択しなかった選択必修科目又は選択科目(リサーチペーパー除く)1単位、合計96単位以上修得すること。

その他

①特殊講義について

特殊講義は、教育上の配慮から基礎的又は応用的知識の補充のために年度毎に開設される科目である。

開設科目については別途周知する。修得した単位については選択科目の単位として修了要件に算入することができる。

②神奈川県内法科大学院単位互換について

法曹実務専攻規則第8条に基づき神奈川県内大学法科大学院との単位互換を実施している。履修可能な科目及び履修手続等については別途周知する。

③国際社会科学研究科法曹実務専攻開設科目について

国際社会科学研究科法曹実務専攻開設科目(平成24年度以前入学者対象科目)は履修することができない。

第2表 年次配当表【平成28年度入学法学未修者】

科目群 配当時期	講義 演習	法律基本科目			実務基礎科目	基礎法學・隣接科目	総合演習科目	展開・先端科目 Ⅰ群	展開・先端科目 Ⅱ群	展開・先端科目 Ⅲ群
		公法系科目	民事系科目	刑事系科目						
入学時					法律文獻情報(1)	法曹倫理I(1)	法學実踐英語(1)	租税法I(2) 勞動法I(2) 環境法I(2) 國際私法I(2) 國知的財產法II(2)	アジア経済法(2)	
1年春学期	法学原論(2)	憲法I(2)	民法I(2) III(2) IV(2)	刑法I(2) II(2)	Tutorial I (公法/憲法) V(公法/行政法) VI(公法/民事法) VII(公法/商法) VIII(公法/訴訟法) IX(裁判法)(1)	Tutorial I (公法/行政法) V(公法/民事法) VI(公法/商法) VII(公法/民事法) VIII(公法/商法) IX(公法/刑法)(1)	特別講義(行政実務) (1)			実務ジエンダ法 〔1〕消費登記法(1)
1年夏季休										
1年秋学期		憲法II(2)	民法II(2) V(2) VI(2) VII(2)	刑法II(2)	Tutorial II (民事法/民法) IV(民事法/刑法)(1)	Tutorial II (民事法/民法) IV(民事法/刑法)(1)	法哲学(2) 原論(2)	租税法II(2) 勞動法II(2) 環境法II(2) 國際私法II(2) 國知的財產法I(2)		
1年冬季 学年休										
2年春学期		行政法I(2)	民法I(2) V(2) VI(2) VII(2)	刑法訴訟法I(2)	Tutorial III (民事法/家族法) VI(民事法/商法) VII(民事法/民訴)	Tutorial III (民事法/家族法) VI(民事法/商法) VII(民事法/民訴)	比較法學(2) 公共國際法系論 特別講義(簿記会計) (2)整備支援(2)	倒産法I(2) 倒産法I(2) 國際私法III(2)	比較憲法(2) 國際相続法(2)	
2年夏休										
2年秋学期		行政法II(2)	商法II(2) 民事法/民事法 V(2)	刑法訴訟法II(2)			特別講義(ジエンダー 地域課題)法學演習(1)			実務経験問題(1)
2年冬 学年末休										
3年春学期		公法演習II(2)	民事法演習II(2)	刑法演習I(2)	民事法演習III(2)	民事法演習III(2)	法社会学(2)	倒産法II(2) 租税法II(2) 國知的財產法III(2)	地方自治法(2) 證券取引法(1) 民事執行法(1) 國際機構法(2)	実務少年法(1) 実務被産業内法(1) 実務企業内法(1)
3年夏休										
3年秋学期		公法演習III(2)	民事法演習III(2)	刑法演習II(2)	民事法演習IV(2)	民事法演習IV(2)	エクスターンシップ (1)	法医学(2)	高齢者法(2)	実務高齢者・障害者 問題(1)

第3表 履修モデル【平成28年度入学法学未修者】

1. 租税法務（税務）に精通した法曹を目指す場合

科 目 区 分	授 業 科 目 名	修得単位
法律基本科目	公法系・民事系・刑事系 全36科目	必修39単位 選択必修20単位以上
法律実務基礎科目	法律文献情報、法曹倫理I、法曹倫理II 民事実務演習、刑事実務演習、 民事要件事実・事実認定論、実務民事裁判論	必修10単位
	民事模擬裁判、法律相談、 エクスターーンシップ、涉外弁護士実務 などから	4 単位以上
総合演習科目	公法系・民事系・刑事系 全3科目	必修 6 単位
基礎法学・隣接科目	政治学原論、公共管理論 などから	4 単位以上
展開・先端科目 I	倒産法I・II、租税法I・II・III、経済法I 国際私法III などから	4 単位以上
展開・先端科目 II・III	企業法、民事執行・保全法、国際租税法、 実務登記法、実務破産管財業務、実務企業内法務 などから	8 単位以上
		96単位以上

2. 國際企業法務に精通した法曹を目指す場合

科 目 区 分	授 業 科 目 名	修得単位
法律基本科目	公法系・民事系・刑事系 全36科目	必修39単位 選択必修20単位以上
法律実務基礎科目	法律文献情報、法曹倫理I、法曹倫理II 民事実務演習、刑事実務演習、 民事要件事実・事実認定論、実務民事裁判論	必修10単位
	民事模擬裁判、法律相談、 エクスターーンシップ、涉外弁護士実務 などから	4 单位以上
総合演習科目	公法系・民事系・刑事系 全3科目	必修 6 単位
基礎法学・隣接科目	比較法学、国際関係論、国際協力論 などから	4 単位以上
展開・先端科目 I	経済法II、知的財産法I・II・III、 環境法I・II、国際法I・II・III などから	4 単位以上
展開・先端科目 II・III	企業法、民事執行・保全法、国際租税法、 国際機構法、アジア経済法、実務企業内法務 などから	8 単位以上
		96単位以上

3. 市民密着型の法曹を目指す場合

科 目 区 分	授 業 科 目 名	修得単位
法律基本科目	公法系・民事系・刑事系 全36科目	必修39単位 選択必修20単位以上
法律実務基礎科目	法律文献情報、法曹倫理Ⅰ、法曹倫理Ⅱ 民事実務演習、刑事実務演習、 民事要件事実・事実認定論、実務民事裁判論	必修10単位
	実務刑事訴訟法演習、 民事模擬裁判、刑事模擬裁判、法律相談、 エクスターーンシップ、検察実務 などから	4 単位以上
総合演習科目	公法系・民事系・刑事系 全3科目	必修 6 単位
基礎法学・隣接科目	法医学、法哲学、法社会学、比較法学、政治学原論 公共管理論 などから	4 単位以上
展開・先端科目Ⅰ	倒産法Ⅰ・Ⅱ、租税法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、労働法Ⅰ・Ⅱ、 環境法Ⅰ・Ⅱ、国際私法Ⅰ・Ⅱ などから	4 単位以上
展開・先端科目Ⅱ・Ⅲ	証券取引と法、民事執行・保全法、高齢者法、 実務登記法、実務ジェンダー法、 実務高齢者・障害者問題、 実務少年法、実務破産管財業務、実務消費者法 実務医療過誤問題 などから	8 単位以上
		96単位以上